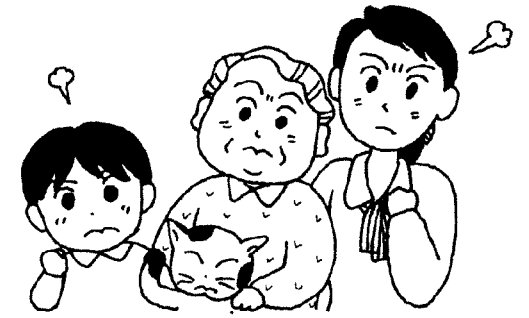




# 実施5ヶ月「後期高齢者医療制度」にお年寄りがほんろう



国民の大きな批判をおしきって4月からスタートした後期高齢者医療制度。制度が始まって約5ヶ月がたった今なお、制度はドタバタぶりを示し、対象となる高齢者はそれにほんろうされ続けています。

そこに現れているのは、行政の都合が優先されている運営方法の非合理さと、「国民の健康をどう守るのか」ではなく「医療費をどう減らすか」が出発点になっている制度の根本的問題点です。

## えっ！保険料が3.6倍？ 何かのまちがいじゃ？

7月中旬、鈴木たくや議員のところへ市民の方から相談がありました。「医療保険のお金が高すぎて払えない。どうしたらいいのか」というものでした。ともに80代の夫婦二人暮らしの妻・Aさんからです。

さっそく訪問してお話を聞くと、これまで2人で年間約2万500円だった保険料が、後期高齢者医療制度では2人で7万5千600円（ひとり3万7千800円）へ3.6倍もの額に増えて困っているということでした。市から来た書類を見せていただくと、たしかに奥さんの「保険料 決定通知書」にはその額が記載されています。

Aさん宅の収入は年約90万円の夫の年金収入だけですので、こんなに高いのはおかしいと思い、鈴木議員は市役所へ問い合わせをしました。



市役所から届いた「保険料 決定通知」

**確定申告をしなかったことが原因と判明 — 市役所の言うとおりにしたのに...**

市の窓口では、「収入が、夫の年金90万円だけであれば、保険料の7割軽減の対象になりますから、ひとり1万1千300円まで安くなります。しかし、Aさんの場合、昨年度の確定申告がなさ

れておらず奥さんの収入がわからないため、夫婦とも軽減制度は適用されていません」との回答です。あまりに高すぎる保険料の原因がわかりました。

鈴木議員が「しかし、Aさんの話では、『市役所に電話をしたら、夫の年金だけで、本人は収入がまったくない妻は申告する必要がないと言われた』そうですが？」と問うと、「確かに、税の担当に聞けば、そう言うかも知れません。しかし、後期高齢者医療では、それではだめなのです。そこで現在、収入が確認できない市民あてに、収入を確認する『簡易申告書』の提出を求めているところです。」とのことでした。

## 申告書を提出。ところがその後また高い保険料の決定通知が

Aさんも、収入の確認をおこなう「簡易申告書」を、提出期限となっていた7月31日までに提出しました。これでほっと一安心。あとは軽減された保険料の納付書が送られてくるのを待つだけと考えていました。

ところが、8月7日、Aさん宅に夫の分の「保険料 決定通知書」が市役所から送られてきました。中を見ると、保険料は3万7千800円。以前の高い額のままを年金から天引きするという内容です。Aさんはびっくりして鈴木議員に電話をかけました。

さっそく市へ行って確認すると「後期高齢者医療制度は『東京都広域連合』が運営していますが、羽村市から広域連合へ変更データを送るのは毎月20日となっています。ですから、このまえ提出していただいた『簡易申告書』の内容が反映されるのは、8月20日以降ということになります。今回お送りした『保険料 決定通知書』には反映されないわけです」というのです。

しかも、年金天引きの額を変更するためには、広域連合で決定した上で社会保険事務所への手続きが必要のため、8月、10月の年金からは多すぎる額を天引きし、10月中旬以降に取りすぎた額を返す予定だ、というのです。